

公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、はり術、きゅう術、あん摩マッサージ指圧術の普及向上を図るため、公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会に対し、当該事業年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会が行う研究及び研修事業に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、40万円以内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年6月30日とする。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号のその他知事が定める事項は、歳入歳出予算に関する事項とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の廃止の場合を含む。）後30日以内とする。

(添付書類)

第8条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業精算書

(2) 事業実績書

(3) 歳入歳出決算抄本

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第10条 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する制約)

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する制約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反したことが判明した場合には、交付決定を取り消し、返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成15年6月5日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月8日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者職・氏名

下記により 年度公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会
補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定
により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 歳入歳出予算書の抄本

別紙 1

事業費所要額調書

(単位：円)

項 目	金 額
総事業費 A	
寄付金その他の収入 B	
差引額 (A - B) C	
対象経費の支出予定額 D	
申請額 E	

別紙 1 の (2)

対象経費の支出予定額

(単位：円)

科 目	支出予定額	備 考

別紙 2

事業計画書

事業名	
実施日時	
場所	
参加予定人員	
事業の目的 及び内容	

様式第2号（第5条関係）

年度公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会
補助金交付決定通知書

医 第 号
年 月 日

公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会
会長 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度公益社団法人埼玉県鍼灸
マッサージ師会補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 条 件

- (1) 交付を受けた補助金は、公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会が実施する事業で、はり術、きゅう術、あん摩マッサージ指圧術の普及向上を図るための研究・研修等事業に要する経費に充当するものとし、補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年度公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会
補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者職・氏名

年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会補助事業が完了したので、補
助金等の交付手続等に関する規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添え、下記
のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 事業精算書（別紙 1 のとおり）
- 4 事業実績書（別紙 2 のとおり）
- 5 歳入歳出決算書の抄本
- 6 その他参考となる書類

別紙 1

事業費精算書

(単位：円)

項 目	金 額
総事業費 A	
寄付金その他の収入 B	
差引額 (A - B) C	
対象経費の実支出額 D	
交付決定額 E	
県補助金受入済額 F	

別紙1の(2)

対象経費の実支出額

(単位：円)

科目	実支出額	備考

別紙 2

事業実績書

事業名	
実施日時	
場所	
参加人員	人
事業の目的 及び成果	

様式第 4 号（第 9 条関係）

年度公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会

補助金交付額確定通知書

医 第 号

年 月 日

公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会

会長 様

埼玉県知事

年 月 日付け医第 号で交付決定の通知をした 年度公益
社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会補助金については、 年 月 日付けで
提出のあった実績報告書に基づき下記のとおりその額を確定する。

記

1 交付決定額 金 , 円

2 確 定 額 金 , 円

様式第5号（第10条関係）

年度消費税仕入控除税額報告書

医 第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者職・氏名

年 月 日付け医第 号により交付決定を受けた 年度
公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会補助金について、交付決定通知書に付さ
れた条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
(要県補助金返還相当額) 金 円

・ 別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）